平成２６年（フ）第３４９１号
大阪府和泉市太町145番地の68
破産者　野田　素啓
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６５６号
大阪府高槻市西冠３丁目31番１―402号
破産者　河　　健二
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８４０号
大阪市住之江区浜口西２丁目10番３―205号
破産者　小田　耕資
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８８９号
大阪市住吉区墨江３丁目20番２号　今西かおる方、住民票上の住所大阪市浪速区日本橋東２丁目４番２号　ＭＯＯビル101号
破産者　文　　保京
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８９６号
大阪市中央区谷町９丁目３番18―1006号
破産者　義平　　武
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９２２号
大阪市中央区瓦屋町３丁目５番15号
破産者　徳田　　暁
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９２９号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―410号
破産者　森本プレスこと　森本由香里
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６０号
堺市東区大美野73番地８　アスピリアヴィータ大美野102号
破産者　要明　真貢
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５５号
堺市西区浜寺石津町中４丁11番16号　アーベインコート303号
破産者　泉谷　卓郎
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５８号
堺市東区菩提町１丁151番地14
破産者　Ｍｏｕｌｉｎ　Ｒｏｕｇｅこと　髙橋　潤
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目10番18―402号、前住所兵庫県西宮市甲子園口３丁目11番24号
破産者　産経新聞鳴尾中央専売店こと産経新聞武庫川団地専売店こと　菊地喜代司
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７９号
兵庫県尼崎市田能４丁目20番２―307号
破産者　杉野　菊代（旧姓藤川）
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６７５号
広島市南区出汐１丁目２番29―202号
破産者　伊丹　政行
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２号
徳島県徳島市北島田町３丁目67番地の１北島田２棟８号、開始決定時の住所徳島県板野郡藍住町富吉字穂実68番地42、旧住所徳島市八万町中津浦196番地の４
破産者　土肥　　守
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５０号
徳島県徳島市津田西町１丁目９番６号、旧住所徳島県徳島市幸町３丁目10番地
破産者　大住　節子
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７０号
北九州市八幡西区幸神２丁目２番５号　レジオン幸神Ⅰ201号
破産者　細谷　　滿
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５号
秋田県由利本荘市吉沢字吉沢前田19番地
破産者　三浦工業こと　三浦　　孝
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第１４３２号
神奈川県綾瀬市深谷中３丁目６番３号　プライムガーデンあやせ
破産者　服部　　潔
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３１号
富山市長附650番地２
破産者　布村　公一
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部